

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
令 和 3 年 1 月 28 日
2 水 港 第 2109 号

第 1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第 2 の別表に掲げる事業とする。

第 2 共通事項

- 1 事業実施計画の提出及び変更実施要領第 3 の 1 の事業実施計画は、別記参考様式第 1 号により作成し、実施要領第 3 の 2 の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。
- 2 財産の運用・管理規定 事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。
- 3 特許権の処分・放棄の協議 事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第 18 の 3 に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。
 - (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3 - 1 号により事前に水産庁長官と協議する。
 - (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3 - 2 号により水産庁長官に報告する。
- 4 指導及び監督 水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第 3 事業の目的、内容等 実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1) 事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、(3)の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者であって、資源管理又は漁場改善（以下「資源管理」という。）の取組を行う者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和3年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者として行うことができる。

- a 自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。
- b 率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。
- c 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。
- d 資源管理の取組を行うこと。

(ウ) 競争力強化型機器等評価委員会

- a 事業実施主体は、事業実施者から提出される競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画（以下「機器事業実施計画」という。）について助成の決定を行うため、競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）を設置するものとする。
- b 事業実施主体は、機器委員会を設置しようとするときは、競争力強化型機器等評価委員会設置要領（以下「機器委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第6号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- c 機器委員会設置要領を変更しようとするときは、bに準じて行うものとする。
- d 機器委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された機器事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。
- e 機器委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(エ) 事業の実施

- a 本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- b 事業実施主体は、aの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認め

るときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

- (a) 申請者が、(イ)に定める事業実施者であること。
- (b) 機器事業実施計画が、(ウ)のdにより機器委員会が認めたものであること。
- (c) 広域浜プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであること。
- c bの承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、aに準じて行うものとする。
- d 事業実施者は、事業終了後、速やかに機器事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- e 事業実施者は、機器事業実施計画に記載したbの(c)の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。
- f 事業実施者は、事業実施主体が必要があると認める場合において、機器事業実施計画に記載した資源管理の取組状況の報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならないものとする。

(オ) 実施状況等の確認

- a 事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、(エ)のdに基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- b 事業実施主体が、aの規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
- c 事業実施主体は、(エ)のeの達成状況を確認するとともに、取組の目標(KPI)の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。
- d 事業実施主体は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、機器事業実施計画に記載した資源管理の取組状況の報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならないものとする。

(カ) 助成対象経費

- a 事業実施主体は、事業実施者が、承認された機器事業実施計画に記載した機器等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ1/2以内の金額を助成する。また、助成の上限額は2,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみとする。
- b 助成対象とする機器等は、原則として処分制限期間(減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。)が5年以上のものとする。
- c aの規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。

(キ) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

- a (エ)のbにより機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
- b 事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。
- c 事業実施主体は、bの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
- d 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- e 事業実施主体は、(エ)のdの機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
- f 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- g fの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- h 事業実施主体が事業実施者に対しfの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

(ク) 機器等の管理運営事業により取得した機器等の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

(ケ) 交付決定の取消等

a 事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には(キ)のaの規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(a) 事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合

(b) 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合

(c) 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合

b 事業実施主体は、aの規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

c bの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

d 事業実施主体が事業実施者に対しbの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(コ) 事業の委託

a 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

b 事業実施主体は、aの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

(4) 基金の管理等

ア 事業実施主体は、基金を次により管理・運用するものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金又は郵便貯金

(イ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

(ウ) 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

イ 事業実施主体は、水産業競争力強化基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

(ア) 広域浜プラン緊急対策事業勘定

(イ) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定

(ウ) 水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定

(エ) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定

(オ) 水産業競争力強化金融支援事業勘定

(カ) 一般管理費勘定

ウ 事業実施主体は、イの(ア)から(オ)までの管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、同勘定の中から支弁することができるものとする。

エ 水産業競争力強化基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第8号により毎年度水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることができるものとする。

オ 事業実施主体は、基金造成後にイに定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官と協議するものとする。

カ 事業実施主体は、基金の管理については、アからオまでによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(5) 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

(6) 助成完了の報告、水産業競争力強化基金の清算及び返還

ア 事業実施主体は、実施要領第5の2の規定に基づき、水産業競争力強化基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第9号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに水産業競争力強化基金の清算を行い、別記様式第10号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、水産業競争力強化基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還

するものとする。

また、交付要綱第 27 に規定する場合のほか、事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

なお、国庫へ返還する額は、水産業競争力強化基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

